

議案第42号

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年鹿児島県条例第79号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「附則第6項」を「附則第7項」に改める。

附則第6項の表に次のように加える。

附則第6項	別表2の項(1)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
-------	-------------------------------------	------

附則中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 別表2の項(1)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限り、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表7の項中(11)を(13)とし、(10)を(12)とし、(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、(7)の次に次のように加える。

- (8) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。
- (9) 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて(8)に規定する所在の確認（子どもの自動車からの降車の場合に限る。）を行うこと。

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例別表7の項(9)の規定の適用については、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において同項(9)に規定する通園を目的とした自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項(9)に規定するブザーその他の車内

の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、同項(9)に規定する通園を目的とした自動車を運行する当該認定子ども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて同項(9)に規定する所在の確認を行わなければならない。

（提案理由）

幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の通園を目的とした自動車に、車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、所在の確認を義務付ける等のため、所要の改正をしようとするものである。